

愛知の水産関連年表（その2：明治時代）

西暦	和暦	月日	事項
1870	M3		三河湾で、宝飯郡三谷村（現蒲郡市三谷町）の打瀬網とイカ入藻及びナマコ曳漁業者紛争
1870 ～'72	M3～5		打瀬網が巾着網の邪魔になると紛争
1872 ～'73	M5～6		打瀬網が伊勢湾口、渥美外海に出漁
1874	M7		宝飯郡形原村（現蒲郡市形原町）の小島喜八、麻糸の製造を開始（三河ロープの祖）
1877	M10	7/	「県植物園」内（名古屋西二葉町 31 番地、現名古屋市東区白壁 2 丁目）に「養魚試験場」を設置、コイ種苗生産で溜め池利用、稲田養鯉を奨励
			この頃、豊川河口でノリ養殖に従事する者約 400 人、生産額 5,600 円（「愛知の海苔」のり共販 20 周年記念：6,000 円）
1878	M11	1/	内務省勸農局に依頼し、茨城県那珂川、新潟県三面川のサケ受精卵を丹羽郡稲置村湧泉（現犬山市）と葉栗郡宮田村（現江南市）の仮養魚場でふ化飼育、ふ化稚魚を木曾川に放流（3 回、計 140 万粒実施）
		11/	滋賀県からアマゴ卵 1.5 万粒を購入し、稲置村と宮田村の仮養魚場で飼育したが疾病により死滅（M15 まで毎年実施し、3 年にわたり、稚魚計 9 万尾を入鹿池に放流）
			宝飯郡三谷村（現蒲郡市三谷町）三谷港で「第一次三谷港工事」が着工
1881	M14		勸農局に依頼し、清国からタナゴ、オイカワ、ボラ、ソウギョを輸入し、県植物園内の養魚試験場で畜養後、県内業者に配布（事業化ならず）
1881 ～'82	M14～15		打瀬網派と反打瀬網派が有害・無害で激しく対立
			打瀬網 1,600 隻を数え、益々盛ん
1882	M15	5/26	三谷港竣工式開催、三谷港が三河湾随一の漁港となる
1882	M15 頃		三河地区の打瀬網・まんが漁船が伊勢湾に出漁を開始
1883	M16		本県開催の東海農区五県連合勸業会で打瀬網処分が提案
1884	M17		静岡県開催の東海農区五県連合勸業会で打瀬網処分が提案
1885	M18		打瀬網の是非論が益々盛ん
			農商務省に「水産局」を設置
1886	M19	3/	愛知・三重・静岡 3 県協議し、「打瀬網と類似漁法を猶予期間 3 年で禁止」を布告
			打瀬網漁民が禁止令に対抗して「愛知県沿岸漁業組合」を結成
			打瀬網 2,503 隻
			漁業者のための組織が「漁業組合準則」（農商務省令第 7 号）で初めて制定
	M 半ば		渥美郡大崎村（現豊橋市大崎町）の船井吉松がアサリ「むき具」を発明（老津の者が発明との意見あり）
1887	M20		知多郡豊浜村（現南知多町）で愛知県型打瀬網（ゴザ帆から布帆、大型船化：幅 7 尺、長さ 40 尺）が出現
			この頃、豊川河口でノリ養殖に従事する者約 500 人、生産額 1 万円
1888	M21	9/	東海道線、浜松・名古屋間が開通
1889	M22	3/	「打瀬網及び類似漁法の使用禁止」（県令）
			県令以後、猛烈な反対運動、陳情
			打瀬網 2,986 隻
1890	M23	10/21	内務部「第二課農商係」が水産行政を所掌
1891	M24		県令で打瀬網の操業禁止の延期を通達
			打瀬網 5,339 隻

1892	M25		知多郡菟屋村（現常滑市菟屋）の岩田一太郎が備前から備前網を導入
			「水産事項特別調査」実施（漁業センサス以前の水産業に関する基本調査の第1号）
1893	M26	2/	県は国へ打瀬網の有害・無害についての調査班の派遣を要請
		9/	打瀬網の有害・無害について、国は調査したが、両者間の情勢険悪で白黒決せず、「利害相半ばす」と曖昧な結論
		12/1	内務部を改組し、「第三課農商係」が水産行政を所掌
1894	M27	5/16	「水産試験場」を幡豆郡一色町坂田新田（現西尾市一色町一色東上二割）に設置（全国初）、業務は養殖、製造
		5/28	杵野甚七、ノリ養殖の功績により、県知事時任為基から表彰、木杯1個を贈呈される（M37（1904）8/3、91歳で死去）
		7/	水産試験場、「蕃殖試験場」3ヶ所設置（渥美郡大崎村：カキ養殖、幡豆郡一色町外2ヶ村：カキ養殖、愛知郡笠寺村：ハイガイ養殖）
		11/	水産試験場、「蕃殖試験場」4ヶ所設置（海東郡茶屋村：カキ養殖、知多郡亀崎村：カキ養殖、知多郡豊浜村：ナマコ養殖、幡豆郡佐久島村：ナマコ養殖）
			打瀬網漁民が三重県沿岸に出漁しだしたため、県内の紛争が急減
			この頃、牟呂村の芳賀保治等が、六条潟でノリ養殖試験を開始
1895	M28		水産試験場内に「淡水魚試験池」設置、コイ子配布
			「蕃殖試験場」を碧海郡に設置
1896	M29	1/15	内務部を改組し、「第五課農務係」が水産行政を所掌
			渥美郡牟呂村（現豊橋市牟呂町）で、60余名がノリ養殖開始（H10まで）
			巾着網が試験操業
1897	M30		知多郡亀崎町（現半田市）の打瀬網85隻
			備前網が備前から三重県に伝わる
			水産試験場、名古屋市門前町（現中区門前町）の本県博物館で、コイ卵のふ化及び稚魚飼育の展示試験を実施
			水産試験場、名古屋市前津小林（現中区栄3丁目）の麴ヶ池（現存しない）を「養殖試験池」に設定
		六条潟のノリ漁場大拡張計画に前芝村白魚漁師が反対、宝飯・渥美沿岸漁業組合の仲裁で解決	
1898	M31		打瀬網が「春の彼岸から八十八夜の十日下がりまで昼夜とも操業禁止」を協定
			この頃から、三河・南知多の打瀬網漁民が遠州灘に出漁
			水産試験場、コイ池にウナギを混養、成果挙げる（ウナギ養殖に一応の成果）
			杵野甚七の記念碑が建設（「海苔創業者 杵野甚七碑」と刻まれる）
			六条潟のノリ養殖が本格化（豊川河口に25万坪のノリ漁場を設け8ヶ漁業組合の希望者がノリ養殖を開始）
			柳田（松岡）國男（日本民俗学の父）、渥美郡伊良湖村（現田原市）を訪問、恋路ヶ浜で拾った椰子の実の体験を親友島崎藤村に話したことが素材となり抒情詩「椰子の実」が誕生
1899	M32		内務部を改組し、「第四課農務係」が水産行政を所掌
			巾着網2統が本格操業、以降、県内に普及
			「打瀬網禁止令」を解除
			丹羽郡犬山の鵜飼鎌次郎が岐阜県稲葉郡長良村（現岐阜市、長良川鵜飼）より鵜匠を犬山に招く（犬山鵜飼の復興）

			鵜飼の操業は、丹羽郡善師野村（現犬山市）～同山名村（現扶桑町） 県は鵜飼の漁期を 6/1～10/31 と定め許可し、鵜飼が漸次隆盛
1900	M33		「打瀬網操業禁止区域」を設定
		2/	愛知県の打瀬網漁民が三重県漁場で度々紛争を起こす
			表浜で大漁が続き、村民の収入の保管・利殖・経済開発のため(株)赤羽根銀行が設立
			水産試験場本場を知多郡篠島村（現南知多町）に移設、「漁ろう部」、「製造工場」を新設
			水産試験場、漁ろう試験船（漕帆走近海まぐろ延縄漁船）「三三丸」（長さ 43 尺、木船）建造 M37 までに毎年 1 隻、計 5 隻を建造し、民間に貸与（カツオマグロ漁業の端緒）
			三河湾で、アカガイ、トリガイが豊漁
			前芝のりが「三河のり」と呼ばれるようになる
1901	M34		漁業秩序確立の基本法として「漁業法」が制定、漁業組合についても規定
			水産試験場、缶詰見習生募集規程を制定
		11/13	水産試験場、漁ろう試験船「三四丸」（長さ 47 尺、木船）建造
			打瀬網の隆盛により漁場紛争が激化
			打瀬網の大型船（幅 12 尺、長さ 50～60 尺）が出現
			知多郡亀崎町（現半田市）の打瀬網 100 隻
			県は打瀬網対策として、補助金を交付し、打瀬網漁民の朝鮮半島への漁業移民を奨励
	明治用水堰堤（頭首工）工事完成、アユ等の遡上が困難となり、西加茂郡拳母町・高橋村・猿投村・石野村・藤岡村・小原村、東加茂郡阿摺村・旭村、岐阜県恵那郡三濃村・串原村の漁民数千人が生活困窮		
1902	M35	6/15	水産試験場、漁ろう試験船「三五丸」（長さ 45 尺、木船）建造
			水産試験場、愛知郡呼続町明治新田（現名古屋市中区明治 1 丁目）に「淡水魚試験池」を新設（土地 4.4ha、養殖池 24 面、計 3.0ha、用水は新堀川から取水）し、「養殖部」を幡豆郡一色町から移転
			水産試験場、一色町の養殖池を民間に払下げ（養鰻業の始まり）
			宝飯郡形原村（現蒲郡市形原町）で、鰯網の製造開始（蒲郡市制 30 周年記念市勢要覧）
			柳田國男が伊良湖等の滞在記「伊勢の海」（後に「遊海島記」と改題）を発表
			東加茂郡旭村（現豊田市）の鈴木茂樹、矢作川漁業保護組合を設立、組合員が堰下流のアユを上流へ放流 明治用水堰堤の魚道設置を県に猛陳情（県が無視したため、沿岸 10 ヶ町村連判状を添え主務大臣に陳情、明治用水水利組合の反対で一時挫折）
1903	M36		「漁業法」が施行
			水産試験場、本場（篠島）に製造工場を増築、缶詰製造機完備
			水産試験場、漁ろう試験船「三六丸」（長さ 49 尺、木船）建造
			宝飯郡三谷町（現蒲郡市三谷町）平野長右衛門他 3 隻の打瀬網漁船が県補助金を受け、朝鮮海洛東江下流へ出漁
			「愛知県漁業取締規則」（県令）が公布（S7 まで 18 回の漁業取締り関係県令を出す）
			幡豆郡吉田村（現西尾市吉田町）3 漁協組合設立、ノリ養殖開始
			碧海郡大浜町前浜（現碧南市前浜町）で、ノリ養殖開始（S49 まで続く）
			この頃、豊川河口でノリ養殖に従事する者約 1,000 人、生産額 7 萬圓
1904	M37		日露戦争開戦により、水産試験場製造工場がいわし味付缶詰の供給、民間製造業者の指導を命ぜられる

			水産試験場、漁ろう試験船「三七丸」(長さ47尺、木船)建造
			幡豆郡衣崎村(現西尾市一色町)の徳倉六兵衛、徳倉広吉が生田竹生新田に12haの養鰻池を創設(養鰻業発展の礎を築く)
1905	M38	4/21	組織再編で「第三部農務課」が水産行政を所掌
			養鰻業者22経営体
1906	M39		宝飯郡三谷町中浜の広中末三郎が打瀬網の帆として「アイノコ帆」を考案、以後普及
			打瀬網の漁船が大型化(幅16尺、長さ90尺)
			水産試験場、缶詰見習生募集規程を廃し、水産伝習生規程を制定
			水産試験場、「韓海漁業調査」に着手、朝鮮近海の漁場探索、適応漁具、朝鮮における販路等を調査(T1まで実施)
			県内の打瀬網7隻、藻打瀬網など9隻が朝鮮海へ出漁
			渥美郡大崎村(現豊橋市大崎町)で、ノリ養殖開始(S45まで続く)
			名古屋市の阿知輪兼吉、天白川河口に前芝村から種籐を移植(「愛知の海苔」のり共販20周年記念)
			ノリ種付粗朶籐の移植が行われ、県内各地でノリ養殖が行われる
			東三河地区のノリ生産者、販売業者で「三河海苔改良組合」が設立(ノリ増産と品質向上を目的としたが、未加入者多く、統一できず)
1907	M40	7/17	第三部農務課を「内務部農務課」に改組し、水産行政を所掌
		7/	三谷港に汽船日本丸(2,500トン)が初めて入港(蒲郡市制30周年記念市勢要覧)
			鵜飼8件、築18件、アユ瀬張網2件、内水面区画養殖業90件
			愛知郡笠寺村(現名古屋市南区)で、ノリ養殖開始(S38まで続く)
			幡豆郡一色村栄生(現西尾市一色町)で、ノリ養殖開始(H23まで続く)
			幡豆郡吉田村保定・宮崎(現西尾市吉田町)で、ノリ養殖開始
			渥美郡伊川津村(現田原市伊川津町)で、ノリ養殖開始
			多数の打瀬網が朝鮮海へ出漁
			この頃、梅藪村(現豊橋市)の山口章次がアサリむき身の佃煮製造法の研究を開始(佃煮の元祖と称される)
1908	M41	12/19	漁ろう試験船「愛知丸」(19トン、ケツチ型、木造帆船)竣工、遠洋ビームトロールの試験操業を開始
			岡村金太郎博士(日本海草学の開拓者)、水産試験場と協議し、宝飯郡前芝村(現豊橋市)からノリ種籐を海部郡鍋田村(現弥富市)へ移植したところ、成績良好
			その後、ノリ養殖が海部郡飛島村、同郡十四山村(現弥富市)、同郡南陽村(現名古屋市港区)方面に普及
			知多郡八幡村新知(現知多市)で、ノリ養殖開始(S38まで続く)
1909	M42		国は「水族の蕃殖保護に関する取締方」の訓令を発し、底曳網漁業を制限し、藻手繰網、藻打瀬網などを順次禁止する方針
			三谷町役場の三谷駅開設陳情資料に、三谷漁港の出入漁船総数36,900隻(大半が打瀬網で、宝飯・渥美・碧海・知多4郡及び三重県のもの)
			鵜飼鎌次郎の努力で、犬山鵜飼が観光鵜飼となる
			鍋田村のノリ養殖が再興、近隣にも広がる(「愛知の海苔」のり共販20周年記念)
			幡豆郡一色村味沢・一色・衣崎(現西尾市一色町)で、ノリ養殖開始
1910	M43		「漁業法」(M34公布)が全面改正、漁業組合については共同利用施設の設置、漁業組合連合会の設立を規定
1911	M44		東京帝国大学、水産学科を創立
1912	M45		東三河ノリ養殖業者により「三河乾海苔同業組合」を設立(三河海苔の声価を上げ、発展の要因となる)

時の話題（その2：明治時代）

○打瀬網の発達

〈紛争を招く〉

文久年間に知多郡亀崎村に導入された打瀬網は、急速に普及し、明治15年8月の調査によると知多郡598統、幡豆郡555統、宝飯郡198統、碧海郡197統、渥美郡124統、合計1,672隻が稼働しており、静岡県115統、三重県20統と比べて、隣県より勢力が大きく、他の漁業と問題を起こしたため、打瀬網の是非論が盛んとなった。この打瀬網是非論を検討することが、水産試験場設立の背景にあったと想像される。

16年(1883年)、本県開催の東海農区五県連合勸業会で打瀬網処分が提案され、その後協議を重ね、19年(1886年)、愛知・三重・静岡の3県が協議の上、「打瀬網と類似漁法を猶予期間3年で禁止」を布告したが、本県打瀬網漁民は「愛知県沿岸漁業組合」を結成し禁止令に対抗した。

県は、22年(1889年)、県令で「打瀬網及び類似漁法の使用禁止」を發布したが、猛烈な反対運動や陳情を受けて、24年(1891年)、県令で打瀬網の操業禁止の延長を決めた。

その後も打瀬網は増加を続けたため(19年2,504隻、22年2,986隻、25年5,339隻)、県は国に打瀬網の有害・無害について調査を依頼した。国は調査したが、両者間の情勢が険悪なため、白黒決せず、「利害相半ばす」と曖昧な結論とした。

打瀬網派と反打瀬網派の争いで有名な騒動に「三州打瀬網騒動」がある。25年(1892年)、渥美郡片浜十三里(童浦村?、現田原市)で地曳網元等の打瀬網禁止派が渥美郡役所に乱入し、警官隊との衝突事件が発生した。

27年(1894年)頃から、三重県沿岸に出漁しだしたため、県内の紛争は減少したが、三重県漁民との紛争が起きるようになった。

〈操業の規制〉

他の漁業との調整を図るため打瀬網の操業に制限を加える動きがあり、明治31年(1898年)には、「春の彼岸から八十八夜の十日下がりまで昼夜とも操業禁止」を定めたり、33年(1900年)には、「打瀬網操業禁止区域」を設定した。

しかし、32年(1899年)の「打瀬網禁止令」の解除や、打瀬網漁船の大型化もあって、三重県漁民との紛争など、漁場を巡る紛争は絶えなかった。

42年(1909年)、国は「水族の蕃殖保護に関する取締方」の訓令を発出し、底曳網漁業を制限して、藻手繰網、藻打瀬網などを順次禁止する方針を示した。

〈朝鮮半島への移民〉

県は、打瀬網対策として、朝鮮半島への漁業移民に対する補助、まぐろ延縄漁業への転換など、減船政策を推進するとともに、明治36年(1903年)には、漁業法の施行を受け、「愛知県漁業取締規則」(県令)を公布している。

○ノリ養殖の発展

〈漁場の拡大〉

安政年間に宝飯郡で普及を始めたノリ養殖は、明治27年(1894年)には、六条潟で試験が開始され、渥美郡牟呂村(現豊橋市)では29年(1896年)に養殖が始まり、31年(1898年)には、六条潟でノリ養殖が本格化した。

この頃から、「前芝のり」が、「三河のり」と呼ばれるようになった。

30年代には、ノリ養殖が西三河にも普及し、36年(1903年)には、碧海郡大浜町前浜や幡豆郡吉田村でノリ養殖が始まった。

39年(1906年)には、名古屋市阿知輪兼吉氏が、天白川河口に前芝村から種籐を移植した。これを契機に、ノリ種付粗籐の移植が行われ、県内各地でノリ養殖が行われるようになった。

41年(1908年)、岡村金太郎博士(日本海草学の開拓者)は、水産試験場と協議し、宝飯郡前芝村(現豊橋市)からノリ種籐を海部郡鍋田村(現弥富市)へ移植したところ、成績は良好であったことから、ノリ養殖が海部郡飛島村、同郡十四山村(現弥富市)、同郡南陽村(現名古屋市港区)、知多郡八幡村(現知多市)方面に普及した。

〈共同販売の開始〉

明治 39 年（1906 年）、東三河地区のノリ生産者、販売業者で「三河海苔改良組合」を設立し、規約を定めて、製造方法を一定にし、共同販売を実施した。

○三谷港の整備と三谷魚市場の賑わい

三谷湊は、幕末以前から関千軒（下関の湊街）と並び「三谷千軒」と称された。これは、遠州灘に湊がないこと、船着場が三河湾第一であったことが理由とされる。

三谷港の整備は、明治 11 年（1878 年）に開始され、15 年（1882 年）に完成した時は、三河湾随一の港と称された。

40 年（1907 年）、三谷港に汽船日本丸（2,500 トン）が入港したとの記録がある。

○水産試験場の設置と発展

〈水産試験場設置以前の水産試験研究〉

水産試験場設置に先立ち、明治 10 年（1877 年）、県植物園（現名古屋市東区白壁 2 丁目）の溜め池に養魚試験場を設置し、コイ種苗生産を行い、稲田養鯉を奨励した。なお、この試験場では、14 年（1881 年）、勸農局に依頼し、清国からタナゴ、オイカワ、ボラ、ソウギョを輸入し、県植物園内の養魚試験場で畜養後、県内業者に配布したが、事業化に失敗している。

〈全国初の水産試験場〉

明治 27 年（1894 年）、全国に先駆け、幡豆郡一色町坂田新田（現西尾市一色町）に設置された。業務は、淡水養殖試験と加工の試験指導を行いながら、打瀬網の有害無害に関する資料収集を行った。

海面については、施設がなかったため、翌年に向け、県内沿岸の浅海に 8 ヶ所の蕃殖試験場を設置し、カキ、アサリ、ハマグリ、アワビ等貝類を始め、ナマコやノリの増殖事業を開始した。

〈ウナギ養殖〉

本場（旧一色町）の養殖池では、明治 31 年（1898 年）、コイ池にウナギを混養し、ウナギ養殖に成果を上げた。この養殖池は、本場が篠島へ移転した後（35 年（1902 年））、民間に払い下げられ、養鰻業の始まりとなった。

〈本場の篠島移転〉

33 年（1900 年）、水産試験場本場を知多郡篠島村（現南知多町）に移設、「漁ろう部」、「製造工場」を新設した。

これを契機に、漁船漁業に関する試験に着手することとなり、漁ろう試験船（漕帆走近海まぐろ延縄漁船）「三三丸」（長さ 43 尺、木船）を建造し、民間貸与（カツオマグロ漁業の端緒）により、まぐろ延縄漁業の普及に努めた。なお、同様の漁ろう試験船を 37 年（1904 年）までに毎年 1 隻、計 5 隻を建造した。船名は、「三三丸」から「三七丸」まで、和暦を基にしたものであった。

37 年（1904 年）、日露戦争が開戦すると、製造工場では、いわし味付け缶詰の供給や、民間製造業者の指導が命じられた。

〈名古屋市内にも在った水産試験場〉

水産試験場の拡充は続き、今では想像もできないが、名古屋市内にも幾つか施設が整備された。例えば、明治 30 年（1897 年）には前津小林（現中区栄 3 丁目）の麴ヶ池に養殖試験池を設定した。また、35 年（1902 年）には、愛知郡呼続町（現南区明治 1 丁目）に淡水魚試験池を新設し、幡豆郡一色町にあった「養殖部」を移転した。

〈朝鮮近海の調査〉

明治 39 年（1906 年）から大正元年（1912 年）まで、「韓海漁業調査」を実施し、朝鮮近海の漁場探査、適応漁具、朝鮮における販路等を調査した。この調査は、明治 34 年（1901 年）から開始された県費補助金による打瀬網漁民の朝鮮半島への移民の奨励を支援するものであった。

○河川漁業

明治34年（1901年）、矢作川では明治用水堰堤（頭首工）工事が完成したため、アユ等の遡上が困難となり、西加茂郡、東加茂郡、岐阜県恵那郡の漁民数千人が生活困窮となった。

翌年には東加茂郡旭村（現豊田市）の鈴木茂樹氏が矢作川漁業保護組合を設立し、組合員によって堰下流のアユを上流へ放流する事業を開始した。

また、県に対し明治用水堰堤の魚道設置運動を行っている。この運動は、明治用水組合の反対にあったが、水源涵養のための山林売買斡旋により植林に貢献したことから、明治用水組合の容認が得られ、大正6年2月に魚道2本が完成した。

○伊良湖の浜寝と丸寝

柳田國男が記した伊良湖の滞在記である「遊海島記」に当時の漁民風俗として「浜寝」と「丸寝」が紹介されている。

「浜寝」とは、暑い夜は家の中では寝苦しいと、浜の砂の上で寝る風習のことである。当時の伊良湖の浜には蚊が居なかったとされており、この風習の一因になったようだ。

「丸寝」とは、寝巻きなしで身に糸も付けずに寝ることで、夏は云うに及ばず、真冬でも行われており、それも男女問わずであったらしい。夜中、戸外の便所に行くときも素肌そのまま、大変驚いたと記している。